

(規定細則 02)

内日角区公民館運用規定

- 第1条 内日角区は、社会教育活動育成推進のため、公民館活動を行う。公民館長は、年度初めに公民館活動の企画・計画案を策定し、公民館運営委員会の承認を受けた後、これを実施する。
- 第2条 公民館長は、年度当初に各町会長の推薦に基づき公民館主事5名（各町会から一名、任期2年）を任命する。ただし再任を妨げない。
- 第3条 公民館傘下に公民館活動を円滑に推進するための直轄団体を設置するとともに、区民の文化活動・体育活動を奨励するための任意団体を認定し、活動援助を行うものとする。（以下、直轄団体と認定任意団体を「各種団体」という。）
- 第4条 各種団体は、年度末に活動報告・収支報告・次年度計画書を公民館運営委員長に提出しなければならない。公民館運営委員会は、各種団体の前年度活動内容と次年度予定を審査し、次年度各種団体用予算を同委員長が協議委員会に上程し承認を得るものとする。
- 第5条 新たに加わろうとする各種団体は、公民館運営委員会の審査・認定後、同委員長より協議委員会に上程し承認を得るものとする。
- 第6条 この規定の改廃は協議委員会で決定する。
- 第7条 この規定は平成30年3月22日より施行する。